

地域スポーツ活動（スポーツクラブ21）事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域スポーツ活動の推進及び10小学校区のスポーツクラブの相互連携や交流を図るため、スポーツクラブ21高砂市推進委員会（以下「推進委員会」という。）の事業に要する経費を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、推進委員会とする。

（補助対象経費）

第3条 この要綱において「補助対象経費」とは、推進委員会が行う事業の運営に要する経費であって、次に掲げるものをいう。

- （1） 交流大会の開催に係る経費
- （2） 交流ウォーキングの開催に係る経費
- （3） その他事業を実施するために必要と認める経費

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の3分の1以内であって、かつ、上限額を5万円とする。

（補則）

第5条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成13年1月31日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。